

2024年度第1回町田市国民健康保険運営協議会 議事概要

1. 開催日時 2024年7月18日(木) 14時00分～15時25分

2. 開催場所 町田市役所3階 第1委員会室

3. 出席者

<委員>

(第1号委員) 高尾 敬子、両角 慶太、田中 達也、加藤 健司

(第2号委員) 上井 義之、戸羽 一、佐藤 康行

(第3号委員) 細野 龍子、いわせ 和子、岡部 明子、町野 眞里子(会長)

(欠席委員) 村野 浩太郎

<事務局>

佐藤 智恵(いきいき生活部長)、田野倉 隆彦(いきいき総務課長)、

武藤 正道(保険年金課長)、山岡 誠(納税課長)

近藤、大橋、加藤、佐野、上田

4. 傍聴者

1名

5. 次第

1 開会

2 部長挨拶

3 会長選出

4 はじめに

国民健康保険制度の概要と町田市の状況について

5 諮問事項

町田市国民健康保険条例の一部改正について

(健康保険証の廃止に伴う罰則規定の改正について)

6 報告事項

(1) 国民健康保険制度に係る健康保険証の廃止について

(2) 2023年度町田市国民健康保険事業報告

(3) 2024年度町田市国民健康保険事業予定

(4) その他

7 閉会

6. 主な発言内容

・諮問事項

町田市国民健康保険条例の一部改正について

(健康保険証の廃止に伴う罰則規定の改正について)

(質疑なし)

諮問事項について、賛成多数で原案を承認。

・報告事項

(1) 国民健康保険制度に係る健康保険証の廃止について

○委員

- ・説明によると、町田市ではマイナンバーカードを6割の方が取得済だが、残り4割はまだとのこと。今後の見通しは。また、取得した方全てが、保険証の利用登録を実施しているのか。

○事務局

- ・マイナンバーカードを保有している中の6割の方が保険証の利用登録を行っているという意味。マイナンバーカードをお持ちの方全てが、保険証の利用登録を行っているわけではない。今後の見通しとしては、登録は徐々に増えてくるものと考えている。

○委員

- ・本人確認の難しさもあり、マイナ保険証の利用がなかなか進まないとも聞いているが、マイナ保険証の利用状況について、市では状況を把握しているか。

○事務局

- ・全国では、マイナ保険証は現状5%程度の利用率となっており、町田市も同じく5%程度。
- ・本人確認について、マイナ保険証のスタート時は利用できない医療機関もあったが、現在は医療機関の体制も整い、マイナ保険証として使用できることが確認されている。

○委員

- ・利用登録が済んでいる方には、資格確認書は送付されないが、そのことの市民への周知は。

○事務局

- ・今後、広報やホームページを通じて周知する予定。詳細がわかり次第、市民にお知らせしていきたい。

○委員

- ・今後は、医療機関や薬局でもマイナ保険証を使用するよう指導されるかと思うが、見通しは。

○事務局

- ・来年9月30日に現在の保険証の有効期限が切れた後、マイナ保険証か資格確認書による受診となるため、段階にあわせて市民にも適宜周知していく。

○委員

- ・マイナ保険証は回線や通信状況によって使えないことが多々ある。また、高齢者や子どもは顔が変わっていくので顔認証システムが使用できない。そうするとパスワードが必要となるが、顔認証で通っているためパスワードは覚えていない方が多い。顔認証が通らないときはパスワードが必要だということを、市から周知したほうがいい。
- ・高齢の施設入所者について、現在は保険証を施設で預かっているところがあると思うが、今後マイナ保険証を施設で預かったり、パスワードを施設の方に伝えたりということは難しいと思われる。何らかの対策を検討してほしい。

○事務局

- ・国から今後の対応について通知が来ると考えているので、情報を把握し、市民に混乱のないように進めていきたい。

○委員

- ・資格確認書の運用方法について教えていただきたい。

○事務局

- ・イメージとしては現在の保険証に近い。期限（2年間）や、必要な記載事項もほぼ今のものと同じものを予定している。今のところの変更点は、高齢受給者証の発行がなくなり、資格確認書に自己負担割合（2割または3割）が記載される点。

○委員

- ・マイナ保険証を登録されている方に資格情報のお知らせを交付する目的は。

○事務局

- ・山間部や医師が高齢の病院では、オンライン資格確認システムを導入していないところがあり、そうした病院でマイナ保険証を使えない場合にも対応できるように、資格情報のお知らせを追加で作ることとなった。ただ、資格情報のお知らせだけで受診することはできず、マイナ保険証とあわせて提示することで受診できる仕組みになっている。

○委員

- ・施設入所中の方についても一斉に送付されるとなると、資格情報のお知らせも施設で管理する形になるのか。

○事務局

- ・国が今後の対応を検討している。詳細な運用がわかり次第、周知する。

・報告事項

(2) 2023年度町田市国民健康保険事業報告

○委員

- ・保険給付費は削減されているにもかかわらず、納付金が増えた理由は。
- ・法定内繰入が減額になっているので、繰入は全体としてはそれほど大きな増額にはならないと思うがどうか。

○事務局

- ・納付金は、1年前の保険給付費をもとに翌年の保険給付費を算定する仕組み。
2023年度の納付金を算定する際には、2021年度の保険給付費をベースに考える。2020年度はコロナの受診控えがあったが、2021年度はその反動で保険給付費が増えたことにより、2023年度の納付金が増えている。
- ・法定内繰入は、法律上、一般会計から繰り入れていいと決められているもののこと。例えば事務費繰入金は、事業費が想定より少なかったことや交付金の増加により減少した。一方、法定外繰入金は、納付金の増加や保険税収の減少により歳入が減ったことで、赤字が増加した。

○委員

- ・前年度より収納率が減少したが、支払の困難な方々に対する徴収方法や収納状況についてはどのようなになっているのか。

○事務局

- ・支払の困難な方に対しては、まず支払を促す文書を送付した上で、財産調査を行い、財産があるのに支払わない方と、事情で財産がなくなり支払できない方を判断する。その上で、差押や、執行停止という支払を免除する手続きを行う。
2023年度の差押え件数は、約1,400件で、前年度より500件程少ない。また2023年度に措置したものではないが、不納欠損に至ったものの約6割は執行停止による。収納率は減少しているが、滞納繰越分は多摩26市中3位、現年度は26市中9位、総合収納率は26市中6位。

○委員

- ・健診の受診率や保健指導の利用率が上がると医療費が下がるという前提で、受診者と未受診者、保健指導利用者と非利用者の保険給付費の差はあるのか。また、そのような比較のデータを経年的に出すことは可能か。

○事務局

- ・健診受診者と未受診者の医療費には差があり、受診者の方が医療費は低い傾向にあるため、病気の早期発見は重症化予防につながると考えている。ただ、この分析は職員だけでは行えず、事業者の力を借りる必要があるため、計画策定時に経年で確認することを考えている。

○委員

- ・事業計画の評価は重要。運営協議会で医療費の結果もあわせて報告があるというと思う。

・報告事項

(3) 2024年度町田市国民健康保険事業予定

(質疑なし)

・報告事項

(4) その他

(質疑なし)